

島根県報

号外第五七号

平成十四年四月五日

(金曜日)

監査公表

定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

目 次

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第二百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第四項の規定により実施した平成十二年度会計に係る定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事等から通知があったので、同条第十二項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十四年四月五日

島根県監査委員	上 代 義 郎
同	岡 本 昭 二
同	品 川 卯 一
同	生 田 洋 一

第1 監査委員の報告日

平成13年11月6日

第2 知事等から通知のあった日

平成14年2月28日

第3 指摘事項等に対する知事等の措置の内容

1 指摘事項

(1) 総務部

○ 指摘の内容

物品の売却、廃棄の処理が適当でないもの

会計規則第102条第1項に規定する不用品決定手続がなされないで、ファクシミリが処分されていた。(隠岐支庁水産局)

○ 措置の内容

指摘のあったファクシミリ機については、所定の不用品決定手続を行った。

(2) 企画振興部

○ 指摘の内容

支払事務が適当でないもの

旅費の支出について、旅費の調整がなされてなく、支払額を誤っているものがあった。(土地資源対策課)

○ 措置の内容

指摘のあった未調整額については、過払額を全額返納させた。

(3) 健康福祉部

○ 指摘の内容

ア 不納欠損の整理が適当でないもの

① 児童扶養手当返還金について、地方自治法第236条に基づく処分の手続がなされていなかった。(青少年家庭課)

② 身体障害者福祉費負担金、老人福祉費負担金及び知的障害者福祉費負担金について、地方自治法第236条に基づく処分の手続がなされていなかった。(松江健康福祉センター)

③ 生活保護費返還金について、地方自治法第236条に基づく処分の手続がなされていなかった。(西郷健康福祉センター)

イ 支払事務が適当でないもの

旅費の支出について、旅費の調整がなされてなく、支払額を誤っているものがあった。(薬事衛生課、出雲健康福祉センター)

○ 措置の内容

ア 指摘のあった事項については、不納欠損処分を行った。

イ 指摘のあった未調整額については、過払額を全額返納させた。

(4) 農林水産部

○ 指摘の内容

支払事務が適当でないもの

旅費の支出について、旅費の調整がなされてなく、支払額を誤っているものがあった。(総務管理課)

○ 措置の内容

指摘のあった未調整額については、過払額を全額返納させた。

今後は、参考人等に対する費用弁償等支給条例を遵守し、適正な旅費執行に努めたい。

(5) 教育委員会

○ 指摘の内容

ア 収入の調定事務が適当でないもの

行政財産目的外使用許可に係る経費負担の収入について、地方自治法第231条に規定する調定がなされていないかった。(文化財課)

イ 納入の通知事務が適当でないもの

宿舍借り上げにかかる敷金の返還収入について、地方自治法第231条に規定する調定及び地方自治法施行令第154条第3項に規定する納入通知書の発行がなされていないかった。(平田高等学校)

ウ 支払事務が適当でないもの

臨時職員賃金のうち、通勤手当相当分の賃金の支給額に誤りがあった。(松江工業高等学校)

エ 戻入の事務処理が適当でないもの

旅費の概算払いに係る精算戻入について、会計規則第24条第1項に規定する手続に遅延したものがあつた。(生涯学習推進センター)

○措置の内容

ア 指摘内容に基づき、今後このような誤りがないように努める。

イ 地方自治法及び同施行令に基づき、速やかに収入調定を行うとともに、該当者に納入通知書を送付し、返還収入が完了した。

ウ 通勤手当相当分の賃金の単価について再確認を行い、該当者に対し速やかに差額分の賃金を支給した。

エ 旅費の精算戻入について、会計規則に基づき、今後遅延することがないように努める。

2 重点監査事項

(1) 清掃委託の執行状況について

○ 意見の内容

平成12年3月に管財課では「庁舎清掃業務委託設計等マニュアル」を作成されたが、機会を得て同マニュアルの周知を図られたい。

○ 措置の内容

「庁舎清掃業務委託設計等マニュアル」は、本庁主管課などへ配布したところであるが、指摘をふまえ、再度、関係出先機関へも配布を行うこととした。

さらに、今年度中に会計事務に携わっている職員に対し、同マニュアルの周知を図ることとした。(総務部管財課)

(2) 重要物品の使用状況について

○ 意見の内容

少なくとも年1回は状況把握の上、点検を行い、不必要と判断される物品については管理換等の処分方法を検討されたい。

物品管理について事務処理の合理化等を図る上から電算処理の導入を検討されたい。

○ 措置の内容

物品の取得、管理、処分等の手続については、会計規則等に基づき適正に執行されるよう会計事務研修及び会計検査などを通じて引き続き指導していく。

なお、各所属で使用しないが使用が可能である物品及び管理換えを受けたい物品については、平成13年2月から随時、県庁LANの電子掲示板に情報を掲示することにより、各所属相互間で迅速に管理換え等が行えるようにしている。今後は、重要物品についてもこの掲示板に情報を掲示する。

物品管理事務の電算処理の導入については、物品の管理状況をリアルタイムに把握するとともに、ペーパーレス化を図る上で必要と考えられるので、物品管理システムの構築に向けて検討を始める。(出納局会計課)

3 その他留意事項

(1) 収入事務について

① 収入未済

○ 意見の内容

特に、県税外収入における各種貸付金元利収入等の過年度からの繰越調定分については、職員一人一人が、債権管理に対する認識を十分に自覚し、市町村等の関係機関と連携を図りながら収入未済の的確な把握、滞納者の実態把握、滞納整理規程等に基づいた督促及び回収等、一連の債権管理事務を一層徹底して行い、収入未済の解消に向けた取り組みを推進されたい。

債権管理に当たっては本庁関係各課においては滞納整理規程等を整備するとともに、地方機関における事務処理が適正かつ適切に行われるよう指導されたい。

○ 措置の内容

・母子寡婦福祉資金貸付金

平成12年度においては、償還率は母子福祉資金、寡婦福祉資金合わせて現年度分で90%程度となっており、償還すべきもののうち10%程度は償還されずに滞納されている。また、一旦滞納されたものについては、督促を行っているが、滞納分に占める償還率（過年度分）は12%程度となっている。

なお、下記のとおり改善を図った。

(1) 督促の強化

平成12年度に実施して効果のあった一斉催告を継続して実施することとした。また、催告範囲を過年度分の長期滞納者から現年度分滞納者までに拡大した。

(2) 償還指導や貸付基準の改正等

① 滞納状況や期間に応じて、借主、連帯借主、連帯保証人に対して電話、訪問や催告状の送付等適切な償還指導時期を設定した。

② 貸付対象者の基準の設定や、資金の交付、償還の際は口座振替を原則とする等の貸付手続の改正を行った。

(3) 支払督促の実施等

支払督促の措置を講じるとともに、連帯保証人に対しても手順によって請求することとした。（健康福祉部青少年家庭課）

・中小企業近代化資金貸付金

中小企業近代化資金貸付制度に係る未収債権については、債務者及び連帯保証人に対し、職員による個別面談や文書等による督促を実施するなど、その回収に努め、特に個別面談においては、債務者等の状況（事業継続の有無、収入の状況、資産の有無等）に応じて分割納入、不動産処分による返済等回収方法について協議するとともに、時効を中断するために債務承認書の徴求等に努めたところである。

また、長引く景気の低迷により、新たな不良債権の発生が懸念される状況が続いており、次のとおり対策を講じていきたい。

(1) 貸付に当たっては、各種の診断を実施し、返済計画を含めて事業計画の妥当性について、十分に検討する。

(2) 設備近代化資金の償還を確実なものにするため、(財)しまね産業振興財団による償還準備金積立制度を活用する。

(3) 貸付後において、適宜運営診断や事後助言を実施するとともに、金融機関や中小企業団体中央会等との情報交換を通じて、経営実態の把握と経営改善の指導に努める。

(4) 特に、経営状況の厳しい中小企業者等に対しては、関係諸機関と連携をとりながら重点的な経営改善指導を実施する。

さらに、14年度において、債権管理体制等を充実・強化するため、次の対策を講じることとした。

(1) 債権回収等の体制強化を図るため、専任の嘱託職員を配置する。

(2) 債権状況等を的確・迅速に把握するため、電算システムの改良を行う。(商工労働部経営指導課)

・県営住宅使用料

県営住宅使用料の収入未済対策は、県営住宅管理オンラインシステムを活用し、滞納の早い時期から計画的な解消等の納付指導を行うとともに、滞納額が5ヶ月分以上になった滞納者には、保証人に対し納付指導の依頼や請求を強く行った。

それにもかかわらず、尚、滞納を続ける者に対しては、10ヶ月分以上の滞納を基準として明渡訴訟を提起し、悪質な滞納者には明け渡しの強制執行を行った。

平成13年度の状況は、12月末現在、催告書の送付990件、保証人の請求39件、退去滞納者請求222件、明渡訴訟16件、強制執行15件である。

平成12年度末における収入未済額は、前年度と比較してやや改善したものの、9,477万円余となお高水準であり、入居者の負担の公平を期す上からも、引き続き建物明渡訴訟等法的措置を含め、家賃徴収の厳正な執行に努めていきたい。(土木部建築住宅課)

② 債権管理簿の様式改訂

○ 意見の内容

債権管理簿については、債権回収の交渉等の経緯が十分把握できるよう、様式改正について検討された。

○ 措置の内容

「債権管理簿」については、会計規則第105条の10の規定により様式第70号を定めているが、債権回収の交渉経緯が記載できるよう一部改正したい。

併せて、同規則の運用通知においても、債権回収の交渉経緯等について記載する旨を周知し、収入未済の回収に向けた取り組みの推進を図りたい。(出納局会計課)

③ 調定遅れ

○ 意見の内容

収入事務については、速やかな財源確保を図る上からも収入調定等の事務処理が遅れることのないよう十分留意されたい。(特に行政財産目的外使用料について)

○ 措置の内容

行政財産の目的外使用許可のうち更新分については、期間満了の2ヶ月前までに申請書を提出することとなっており、それに伴う迅速な事務処理について指導してきているところであるが、更に、公有財産の管理に関する各種会議の中で指導し、行政財産目的外使用許可等の迅速な処理について徹底する。(総務部管財課)

(2) 公共事業用地の未登記について

○ 意見の内容

事前調査の徹底や地積調査事業を効果的に活用することなどにより、未登記土地の発生防止に努められた。

過年度取得用地に係る未登記解消に向けて、策定された3カ年計画(土木部)、5カ年計画(農林水産部)を着実に推進されたい。

個々のケースに対する対応措置経過記録の整備により、取り組みを円滑に実施されたい。

○ 措置の内容

未登記土地の発生防止については、平成9年4月に策定した「未登記土地発生防止対策指針」に基づき、今後とも適正に事業用地の取得が行われるよう努める。また、県土木部用地対策課を中心とし、公共事業実施機関及び地積調査事業実施市町村で組織する「公共事業・地積調査事業連絡協議会」において、地積調査事業を活用しながら、事業用地に係る登記事務の円滑化を図る。

過年度未登記処理については、5カ年計画に基づき、この処理が円滑かつ着実に推進されるよう努める。

対応措置経過記録の整備については、「過年度未登記整理票」を作成して必要な記録を整備することとしており、記録の整備を徹底する。(農林水産部農村整備課、漁港課)

過年度未登記処理については、平成13年度を初年度とした3カ年計画を策定し、未登記の解消に努めており、今後とも地積調査(ミニ国調)の活用等効率的な調査を含めた調査方法により着実に実施するよう努めていきたい。

相続関係等を未登記理由とするケースについては、「過年度未登記整理台帳」を作成し、必要な記録を整備することとしており、事務所用地課長会議等を通じて指導を徹底するよう努めていきたい。(土木部用地対策課)

(3) 旅費の調整について

○ 意見の内容

職員に対し旅費の調整について周知徹底を図るとともに、会議や研修等の内容を精査した上で経費を執行するなど、旅費の適正な執行に努められたい。

○ 措置の内容

各所属において旅費調整規定が適正に運用されるよう、平成13年12月19日付けで調整規定適用上の留意点を通知した。(総務部人事課)